



## 職員の処分について

### 概要説明

令和2年9月9日(水)に、次のとおり職員の処分を行いました。

#### 1 対象者

総務部総務課 課長 51歳 男性

#### 2 地方公務員法による処分

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号による懲戒処分

#### 3 処分内容

減給10分の1、1月

#### 4 処分理由

令和2年5月に、公印の無断使用を行ったため。

##### 【詳細】

令和2年度マイナポイント事業費補助金交付申請の提出期限が迫っていたため上司の決裁を得ずに公印を無断使用して大阪府へ申請を行った。

提出期限から不審に思った上司が確認、不正を認めた。

#### 5 その他

部下に対する管理責任を問い、総務部長及び総務部次長に対しそれぞれ口頭による厳重注意処分を行った。

**市長コメント:** 市民への信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。今回の事案を重大に受け止め法令遵守及び綱紀粛正の徹底を図ってまいります。

#### 問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

人事室 溝口 (内線 753)、田中 (内線 320)